

事業助成承認通知書

様

公益財団法人アイヌ民族文化財団
理事長 常本 照樹

年 月 日付けで助成金の申請がありました下記事業について、審査の結果、次のとおり承認しますので、(各種助成事業名) 助成要綱第 第 項に基づき通知します。

記

事業名：(助成申請事業名)

(交付予定額)

- 1 この助成金の交付の対象となる事業および経費、助成金の交付予定額は、次のとおりです。

総 事 業 費	助 成 対 象 経 費	助 成 金 交 付 予 定 額
円	円	円

(変更・中止承認申請)

- 2 事業内容に変更があったとき、助成対象経費の配分に変更があったとき、または助成事業を中止しようとするときは、助成要綱に定めるところにより変更・中止承認申請書を理事長に提出してください。

(概算払い)

- 3 助成決定者の申請により事業の円滑な実施のため、助成金の概算払が必要と認められた場合には、助成金の概算払をすることができます。

(事業完了報告)

- 4 助成事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内(2月に完了する事業は2月末日まで)に事業完了報告書を提出してください。
- 5 前項の事業完了報告書が期日までに提出がなく、かつ、履行確認ができない場合で、通知した期間内にも提出されないときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

(事業完了前・完了承認後の調査)

- 6 理事長が必要と認めるときは、助成事業の完了承認前または事業完了承認後、現地調査を行うことがあります。この場合、助成決定者は誠実に対応しなければなりません。また、必要に応じ、助成決定者の支払先にも事実確認を行うことがあります。

(助成決定の取り消し)

- 7 第5項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、当該の取消に係る部分で既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがあります。助成金の額の確定があった後においても同様とします。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) この要綱および助成事業の承認内容その他法令に違反したとき。

(返還金・違約加算金)

- 8 前項の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領日から納入日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を財団に納入しなければなりません。

(違約延滞金)

- 9 助成金の返還を命ぜられ、期日までに納入しなかったときは、当該期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を財団に納入しなければなりません。

(助成事業等の対象除外)

- 10 第7項の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、返還金、違約加算金および違約延滞金が納入され、かつ、不正な行為の原因が改善されたと判断されるまでの間、助成事業その他財団事業の対象としません。

(その他)

- 11 事業の遂行にあたっては、助成要綱及び助成事業の承認内容、その他関係法令を承知してください。